

◆申告は郵送（3月16日消印有効）でもできます。
※郵送による住民税申告を希望する場合は、市役所または最寄りの自治振興センター、庄原農協各支店に申告書などを用意しています。



お気をつけください！

◆源泉徴収票や各種証明書は、必ず原本を持参してください。
◆申告用紙などの送付の有無に関係なく、前述の申告が必要な人は必ず申告してください。
◆市の相談会場にいられた場合でも、税務署へ相談をお願いすることがあります。

記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大されました
事業所得、不動産所得、山林所得が生じる業務を行う全ての人（青色・白色は問いません）は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。
※確定申告書の提出義務の無い人も対象です。

●庄原地域 場所 / 市役所3階防災対策室 ☎0824-73-1146

月日	午前（受付 8時30分～11時30分）	午後（受付 13時～16時30分）
2/16(月)	春田町 峰田町のうち 津谷、仲蔵	峰田町のうち 峰、発展、赤川
17(火)	本村町のうち 上本 峰田町のうち 雪霜、片山、元実、大谷	本村町のうち 下本 上谷町
18(水)	本村町のうち 中本	川北町のうち 市場、茶屋、富田
19(木)	川北町のうち 大津恵、合の峠、田の平、盤の谷、秋国	川北町のうち 天満、下重行、上重行
20(金)	川北町のうち 八幡 門田町	川北町のうち 須川 濁川町
23(月)	実留町のうち 3区、4区	実留町のうち 1区、2区 一木町
24(火)	高町のうち 上組、市場	高町のうち 高取、上組上、三協、夜燈
25(水)	高町のうち 貝六 小用町	川西町
26(木)	殿垣内町 平和町	本郷町 尾引町
27(金)	木戸町	高茂町 水越町
3/2(月)	山内町のうち 行里、日向	山内町のうち 隠地、山王、七塚開拓 西本町一丁目
3(火)	戸郷町 中本町一丁目	市町 田原町
4(水)	宮内町	板橋町
5(木)	新庄町 西本町四丁目	是松町 高門町
6(金)	上原町のうち 南	上原町のうち 1区 掛田町
9(月)	七塚町のうち 東 西本町三丁目	七塚町のうち 西 本町
10(火)	川手町のうち 上組、中組	川手町のうち 沖組、下組 永末町
11(水)	中本町二丁目 東本町一丁目	三日市町（上原町のうち北後迫を含む） 東本町四丁目
12(木)	大久保町 東本町二丁目	西本町二丁目 東本町三丁目
13(金)	事務整理日（申告書の再提出・補完など）	
16(月)	事務整理日（申告書の再提出・補完など）	

市・県民税の申告

申告相談受付期間
2月16日(月) ▶ 3月16日(月)

税務課市民税係 ☎0824-73-1146

市・県民税の申告時期が近づいてきました。申告相談の受付期間は、2月16日(月)から3月16日(月)までの間で、地域ごとに9ページから11ページの日程表のとおり実施します。
申告が必要な人は、期間内に忘れずに申告してください。



申告が必要な人

次の内容に該当する人は、市・県民税の申告が必要です。
●平成27年1月1日現在、庄原市に住所がある人で、平成26年中（1月1日～12月31日）の所得の合計額が基準額（28万円）を超える人
●給与収入（賃金・パートを含む）の場合、年末調整をしていない収入が93万円を超える人
●年金収入の場合、148万円（65歳未満の人は98万円）を超える人
●サラリーマン（給与所得者）で、給与以外の所得がある人
●年金所得者で、公的年金など以外の所得がある人
※所得証明などが必要な人は、基準額以下でも申告が必要です。

確定申告が必要な人

次の内容に該当する人は、所得税の確定申告が必要です。
●事業所得や不動産所得、譲渡所得などがある人で、平成26年中の所得の合計額が所得控除の合計額を超える人
●サラリーマンで、
①給与の収入が2千万円を超える人
②給与所得以外の所得が20万円を超える人
③給与を2カ所以上からもらっている

申告に必要なもの

場合は、従たる給与の収入と給与所得以外の所得の合計が20万円を超える人
④年の中途に退職して、年末調整を受けていない人

- 印鑑
- 農業や営業などの事業所得、不動産所得のある人は、「収支内訳書」または「月別集計表」など、収入や必要経費を整理したもの
- 給与・年金の源泉徴収票や支払証明書
- 生命保険料控除や地震保険料控除、寄附金控除などを受ける人は、支払証明書
- 国民年金の控除を受ける人は、保険料控除証明書
- 医療費控除や雑損控除を受ける人は、領収証や明細書（保険などの補てんがある場合は、その明細書など）
- 新規に障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳などの障害を証明するもの
- 肉用牛の免税を受ける場合は、肉用牛売却証明書
- 住宅借入金特別控除（2年目以降）を受ける人は、住宅取得に係る借入金年末残高等証明書など
- 所得税の納税・還付に金融機関の預金口座の利用を希望する方は、口座番号・通帳登録印

便利な 申告書の作成は 国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、復興特別所得税、消費税および地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成できます。また、作成したデータは、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。 ※e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要）、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

詳しくは 国税庁 で 検索

お問い合わせ 庄原税務署 電話0824-72-1001(代表) 音声ガイダンスに従い「2」を押してください

●総領地域		●比和地域		●高野地域	
場所	総領支所2階会議室 ☎0824-88-3063	比和自治振興センター2階特設会場 ☎0824-85-3001	高野支所2階特設会場 ☎0824-86-2115		
月日	受付 9:00~11:30 13:00~16:00	受付 9:00~11:30 13:00~16:00	受付 9:00~11:30 13:00~16:00		
2/16(月)		簡易申告日 (年金、給与の所得税還付申告など)	南 全域		
17(火)		小和田東	新市のうち 新町、札幌、上本町、祇園町、西町		
18(水)	全域	小和田北	新市のうち 下本町、市原、東半戸、殿垣内		
19(木)		福田上	新市のうち 別所、上市、和手川、川角、土手		
20(金)		福田下	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)		
23(月)	黒目 亀谷のうち 五郎丸を除く	元常	和南原のうち 篠原、三沢、奥三沢		
24(火)	五箇のうち 矢谷	比和谷	和南原のうち 水谷、寸為、貝崎		
25(水)	亀谷のうち 五郎丸 五箇のうち 矢谷を除く	比和上、比和中、比和下	和南原のうち 深石、隣組、和南原開拓		
26(木)	上領家 中領家	布見	中門田・岡大内 全域		
27(金)	下領家、上市	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)		
3/2(月)		永原	下湯川のうち 尻無、下湯川中、下湯川下		
3(火)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	山王	下湯川のうち 土居		
4(水)	稲草西、木屋	石ヶ原	上湯川のうち 俵原、餅ノ実、笹谷		
5(木)		越原	上湯川のうち 郷原、上湯川中		
6(金)		古頃上、中先途	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)		
9(月)		古頃下、甲之邑	下門田 全域		
10(火)		木屋原上、木屋原中	上里原 全域		
11(水)	全域	木屋原下、絞り	高暮 全域		
12(木)		小和田南	奥門田 全域		
13(金)		事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)		
16(月)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)		

- ① 医療費控除のある人は、領収書などを個人別、医療機関別、日付順に分けて集計し、当日持参してください。
- ② 農業所得の申告をする人で、「収支内訳書」または「月別集計表」を作成していない人、医療費控除を受ける人で集計していない人は、会場でご自分で集計していただきますので、時間がかかる場合があります。
- ③ 土地・建物や株式などの譲渡、先物取引・山林所得、雑損控除、住宅借入金等特別控除(1年目)のある人は、直接庄原税務署へご相談ください。
- ④ 簡易申告日は、原則、年金所得のみの人と給与の還付申告などの簡易な申告をする人の相談日です。
- ⑤ 事務整理日は、原則、申告書を再提出・補完などをする人を対象とします。
- ⑥ 各地域の割当日に申告してください。
- ⑦ 申告者が集中した場合は、会場ではしばらくお待ちいただくことがあります。
- ⑧ 税務署から申告書などが送付されている場合は、忘れずに持参ください。
- ⑨ 各地域とも受付時間をご確認のうえ、必ず時間内にお越しください。
- お問い合わせ 税務課市民税係
☎0824-73-1146
各支所市民生活室市民生活係
または庄原税務署
☎0824-72-1001

「協力ください」

●口和地域		●東城地域		●西城地域	
場所	口和自治振興センター第2会議室 ☎0824-87-2213	東城支所3階大会議室 ☎08477-2-5121	西城支所2階大会議室 ☎0824-82-2124		
月日	受付 9:00~11:30 13:00~16:00	受付 8:30~11:00 13:00~16:30	受付 9:00~11:30 13:00~16:00		
2/16(月)	田口、熊谷、紙谷	新免、三坂	入江(小別当、入江住宅、的場) 油木(上組、平組、灰庭)		
17(火)	桑垣内、中組、大草黒谷	戸宇	入江(ひばり団地、荻野、小坂) 油木(石原組、衣木組、中組、門平組) 大屋(大屋大戸、塩田、下本谷、本谷陽、本谷高尾(下高尾))		
18(水)	宮内市場、木原後庵	森	大屋(待谷、三田、二本坂、黒谷上、黒谷下、上今西、今西住宅) 高尾(上高尾、植木)		
19(木)	向住	田黒、菅、受原	八鳥(八日市上、八日市下、清正、隠地、日南、小原谷)		
20(金)	日南、吉木	川鳥、保田	八鳥(重国谷、法京寺、内京、奥八鳥) 中迫		
23(月)	皆原、岡組、上組	帝釈未渡、帝釈始終	簡易申告日(西城、大佐、中野地域で給与・年金所得のみの人)		
24(火)	大佐古、原畑、大月市場	帝釈山中、帝釈宇山	平子(奥名上、奥名下、中平子、土井原) 三坂(上市場、下市場)		
25(水)	禎原、麻志、落合、真金原	久代	平子(竹原上、竹原下、竹之河内、馬場瀬、丑之河) 三坂(三坂中東、三坂中西、岩祖)		
26(木)	竹地本谷、芦原	内堀、小串	中野(下今西、有田、本郷、一日市、亀崎、宮の段)		
27(金)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	竹森、千鳥	中野(兼利、胎蔵寺、荒禎住宅、中野住宅、西城病院、小原、大原山)		
3/2(月)	伊与谷、岩根、川東、藤根	栗田(東区・南区)	簡易申告日(西城、大佐、中野以外の地域で給与・年金所得のみの人)		
3(火)	永石、永沢、一日市	栗田(中区・北区)	西城(横町1~2、本町、中町) 小鳥原(一の組、地明)		
4(水)	池津、矢淵、湯木市場	小奴可(川より西)、塩原	西城(十日市上・中・下、明神町1~3) 小鳥原(仲仙道、保賀谷、坂根)		
5(木)	宮沖、永田市場、大塩	小奴可(持丸・板井谷・川より東) 加谷	栗(栗上、栗中、栗沖) 熊野(別所、田鋤、梶谷)		
6(金)	中郷、福祉村、深屋	東城	栗(栗下、大戸1~2) 熊野(長者原、下尺田、中尺田、上尺田)		
9(月)	宮下、宮下ハイツ、大久保	川西(宮平、比奈、上市、新丁、川西下)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)		
10(火)	元恒、出雲石	川西(陰地、上記以外)	大佐(五日市1~3、五日市中、中央区、五日市上)福山		
11(水)	石谷、下金田	川東(久松、下1~6)、福代	大佐(松が平上、松が平下、大佐上、大佐下、大佐沖)		
12(木)	金田本谷、塩谷	川東(上記以外)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)		
13(金)	常定	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)		
16(月)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)		